

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月11日

【会社名】 ドイツテレコム・アーゲー
(Deutsche Telekom AG)

【代表者の役職氏名】 レーネ・オーベルマン (取締役会会長)
René Obermann (Chairman of the Board of Management)

【最高財務責任者の役職氏名】 ティモテウス・ヘッティゲス (財務担当取締役)
Timotheus Höttges (Member of the Board of Management; Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 江 畠 秀 樹

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-5562-8500

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

内部統制報告書作成に当たって準拠している用語、様式及び作成方法

米国サーベンス・オクスリー法第404条の要求に従い、ドイツテレコム・アーゲー(以下「当社」という。)の取締役会は、(米国証券取引所法規則13a-15(f)において定義される)適切な「財務報告に係る内部統制」を構築し維持する責任を有している。当社の財務報告に係る内部統制の仕組みは、財務報告の信頼性及び国際会計基準審議会(IASB)が発表した国際財務報告基準(IFRS)に適合する対外的な報告目的の財務諸表の作成に関して合理的な保証を与えるように設計されている。

取締役会の評価は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が発表した「内部統制の統合的枠組み」において確立された枠組み及び基準に基づき、実施された。

米国と日本における内部統制報告基準の主要な相違点

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(以下「府令」という。)第12条の規定に従い、米国サーベンス・オクスリー法第404条により要求されている内部統制の基準(以下「米国内部統制基準」という。)に基づき内部統制の評価及び報告を行なっている。当社及び連結子会社が採用している内部統制の評価及び報告基準のうち、日本における内部統制の評価及び報告基準(以下「日本内部統制基準」という。)と異なるもので重要性のあるものは以下の通りである。

(1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されているが、米国内部統制基準では要求されていない。

(2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、当社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されているが、日本内部統制基準では、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されている。

(3) 「財務報告」の範囲

米国内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な報告の信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制は、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていないが、日本内部統制基準では、評価及び監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれる。

(4) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社では米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が発表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された基準に基づいて評価を行なっている。

日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みが、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」において明記されている。

米国と日本における内部統制監査基準の主要な相違点

独立監査人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

- (1) 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見の表明を行うが、米国公開企業会計監視委員会の基準では、財務報告に係る内部統制の有効性に対し監査意見の表明を行う。
- (2) 我が国の基準では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国公開企業会計監視委員会の基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とする。
- (3) 我が国の基準では、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国公開企業会計監視委員会の基準では監査の範囲に含まれない。

当社は、米国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書について、外国監査法人等から金融商品取引法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

府令第12条第2項の規定に基づく、米国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書は添付の通りである。下記の「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」から「5 特記事項」までの事項については、かかる当社の内部統制報告書に基づき記載している。したがって、これらの事項について、米国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書において記載されない事項は記載しないか、又は「該当事項はない。」と記載している。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

米国サーベンス・オクスリー法第404条の要求に従い、当社の取締役会は、(米国証券取引所法規則13a-15(f)において定義される)適切な「財務報告に係る内部統制」を構築し維持する責任を有している。当社の財務報告に係る内部統制の仕組みは、財務報告の信頼性及び国際会計基準審議会(IASB)が発表した国際財務報告基準(IFRS)に適合する対外的な報告目的の財務諸表の作成に関して合理的な保証を与えるように設計されている。

内部統制システムは、いかに上手く構築されていようとも、虚偽記載を防止又は発見できない可能性のある本質的な限界(人為的エラーの可能性及び規制や手続きの回避又は無視を含む。)を有している。また、将来における状況及びビジネス慣行の変化により、当社による有効性の判断は、いくつかの統制が不適切になるというリスクも有している。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

取締役会会長及び最高財務責任者を含む当社の取締役会は、2009年12月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価した。取締役会の評価は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の総合的枠組み」において確立された枠組み及び基準に基づいて実施された。

3 【評価結果に関する事項】

これらの基準による評価に基づいて、当社の取締役会は2009年12月31日現在、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると結論付けた。

4 【付記事項】

該当事項はない。

5 【特記事項】

2009年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の有効性は、共に独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース・アクティエンゲゼルシャフト監査法人及びアーンスト・アンド・ヤングGmbH監査法人により監査されており、当該監査人らは2009事業年度年次報告書に含まれる当グループの連結財務書類についても監査を行った。当該監査人らによる財務報告に係る内部統制の監査報告書は添付の通りである。

(訳文)

独立登録会計事務所の監査報告書

ドイツテレコム・アーゲーの取締役会及び株主各位：

私どもは、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が発表した「内部統制の統合的枠組み」において確立された基準に基づき、ドイツテレコム・アーゲーの2009年12月31日現在の財務報告に係る内部統制を監査しました。ドイツテレコム・アーゲーの経営陣は、財務報告に係る内部統制を有効に維持する責任を有し、また財務報告に係る内部統制についての経営者の年次報告書に含まれる財務報告に係る内部統制の有効性の評価に対しても責任を有します。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて当該企業の財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することです。

私どもは、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の監査を行いました。これらの基準は、全ての重要な側面において有効な財務報告に係る内部統制の監査が維持されているかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求しています。財務報告に係る内部統制の監査には、財務報告に係る内部統制の理解を得ること、実質的な弱点が存在するリスクを査定すること、査定されたリスクに基づく内部統制の整備及び運用の有効性をテストし評価すること、並びに私どもがかかる状況において必要と思案するその他の手続きを実行することが含まれます。私どもは、私どもの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信しています。

企業の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に受容されている会計原則に準拠した対外的な報告目的の財務諸表の作成の信頼性に関して合理的な保証を与えるために設計されたプロセスです。企業の財務報告に係る内部統制は、(i)企業の取引及び資産の処分を、合理的な詳細さをもって正確にかつ公正に反映した記録の維持に関連すること、(ii)一般に受容されている会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、企業の収入及び支出が当該企業の経営者及び役員承認に準拠するときのみ行われることについての合理的な保証を提供すること、並びに(iii)財務諸表に重要な影響を与える、企業の資産の未承認の取得、使用又は処分の防止又は適時の発見に関して合理的な保証を提供すること、という方針及び手続きを含みます。

その本質的な限界のために、財務報告に係る内部統制は虚偽記載を防止又は発見できない可能性があります。また、将来の期間への有効性のいかなる評価の投影も、状況の変化のために統制が不適切になる可能性があるというリスク、又は方針若しくは手続きの遵守の程度が悪化するかもしれないというリスクにさらされています。

私どもの意見では、2009年12月31日現在、ドイツテレコム・アーゲーは全ての重要な側面において、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が発表した「内部統制の統合的枠組み」において確立された基準に基づいた有効な財務報告に係る内部統制を維持していました。

また、私どもは、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して、2009年、2008年及び2007年12月31日現在のドイツテレコム・アーゲーの連結財政状態計算書、並びに2009年12月31日に終了した3年間における各事業年度の関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を監査し、2010年2月25日付の私どもの報告書で、無限定適正意見を表明しました。

2010年2月25日

アーンスト・アンド・ヤングGmbH
監査法人
シュトゥットガルト

(ヴォルメルト博士) (フォルスト)
経済監査士 経済監査士

プライスウォーターハウスクーパース
アクティエンゲゼルシャフト
監査法人
フランクフルト アム マイン

(ケンブファー博士) (タンデツキ)
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRMS

To the Management Board and Shareholders of Deutsche Telekom AG :

We have audited Deutsche Telekom AG's internal control over financial reporting as of December 31, 2009, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). Deutsche Telekom AG's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting included in the accompanying Management's Annual Report on Internal Control Over Financial Reporting. Our responsibility is to express an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit of internal control over financial reporting in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. An audit of internal control over financial reporting includes obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk, and performing such other procedures as we consider necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with the generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, Deutsche Telekom AG maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2009, based on criteria established in Internal Control – Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated statements of financial position as of December 31, 2009, 2008 and 2007, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in equity and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2009 of Deutsche Telekom AG and our report dated February 25, 2010 expressed an unqualified opinion thereon.

February 25, 2010

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Stuttgart

/s/Prof. Dr. Wollmert
(Prof. Dr. Wollmert)
Wirtschaftsprüfer

/s/ Forst
(Forst)
Wirtschaftsprüfer

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Frankfurt am Main

/s/ Prof. Dr. Kämpfer
(Prof. Dr. Kämpfer)
Wirtschaftsprüfer

/s/ Tandetzki
(Tandetzki)
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本内部統制報告書提出会社が別途保管しております。